3　認定の更新の申請の場合	(1)　(注１) (3)　(注２)(注３) (4)　(注２)(注３) (5)　(注２)(注３) (6)　(注２)	

別表第七の一一号注２(4)中「別紙(4)」を「別紙(6)」に改める。

別表第六十一号(1)ア注２中「二以上の基幹放送事業者をその子会社」を「一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。